

広島県告示第四百九十三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定によって、県営粟屋住宅、県営三次住宅、県営王之段住宅、県営西三次住宅、県営八次住宅、県営本町住宅、県営本町上野住宅及び県営本町大歳住宅並びに県営粟屋住宅駐車場、県営三次住宅駐車場、県営王之段住宅駐車場、県営西三次住宅駐車場、県営八次住宅駐車場、県営本町住宅駐車場、県営本町上野住宅駐車場及び県営本町大歳住宅駐車場の使用料収納事務を次のとおり委託した。

令和二年四月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

委 託 を 受 け た 者	住 所	委託した年月日 (委託期間)
広島県ビルメンテナンス協同 組合 理事長 澤田 英治	広島市西区己斐本町二丁目一 九番二号	令和二年四月一日 (令和二年四月一日～ 令和七年三月三十一日)